

福岡市介護ロボット・ICTトライアル規程

(趣旨)

第1条 介護人材の確保及び定着を図るため、各事業所が介護ロボット・ICT（以下、「介護ロボット等」という。）を気軽に借り受けること（トライアル）ができる環境を整備し、介護ロボット・ICT機器の導入促進につなげることを目的に実施する。

(用語の定義)

第2条 介護ロボット等とは、次の全ての要件を満たす機器で、『移乗系支援ロボットや見守りセンサーなど、情報を感知・判断し動作を行うことで利用者の自立支援など介護の質の向上や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器』や、『スマホアプリ・タブレット等の活用により情報の入力や記録、共有をスムーズにするなど介護の質の向上や介護者の負担の軽減等に役立つ情報通信技術』をいう。

- (1) 日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある機器
- (2) センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する機器
- (3) 販売価格が公表されており、一般に購入等ができる状態にある機器。

(事業概要)

第3条 福岡市内の事業所が介護ロボット等を気軽にトライアルできる環境を整備するとともに、各事業所の課題に則した機器の選定や導入についてコンサルティングすることにより、介護ロボット等が職員の業務負担の軽減、人材確保と定着および介護サービスの質の維持・向上に寄与することを各事業所が確認することを目的に実施する。

- (1) トライアル対象者
介護保険法に基づく介護サービスを提供する福岡市内の事業所等を対象とする。
- (2) 介護ロボット導入のトライアル対象機器
第2条及び、別表に定める機器を対象とする。
- (3) トライアル料金
無料
- (4) トライアル期間
トライアルの決定を受けた年度内を終了期限として別表のとおりとする。

(事務局)

第4条 本事業の事務局は、福岡市より委託を受けた株式会社N T Tデータ経営研究所（本社：東京都千代田区、代表取締役：山口 重樹）に設置する。

(トライアルの申請)

第5条 トライアルを受けようとする者（以下「トライアル事業所」という。）は、トライアル申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに事務局に提出しなければならない。

(試用貸出の条件)

第6条 この試用貸出の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

なお、トライアル中にトライアル事業所が（1）から（7）までにより付した条件に違反した場合には、即座にトライアルを中止させることがある。

- (1) 介護ロボット普及のため、福岡市や他事業者に対して、トライアルした介護ロボットに関する情報（導入効果等）の提供及び広報活動に協力すること。
- (2) 事務局に導入機器についても相談をすること。
- (3) 福岡市が実施する介護ロボットエキスパート養成講座を受講すること。
- (4) 機器のトライアルにあたり導入計画書を提出すること。
- (5) トライアルを中止する場合は、すみやかに事務局に報告すること。
- (6) トライアルが予定の期間内に完了しない場合又はトライアルの遂行が困難となった場合においては、すみやかに事務局に報告すること。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)又は暴力団員(同法第2条第6号)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(試用貸出の事故の責任所在)

第7条 機器のトライアルについては、製造業者が示す使用方法にしたがい、以下（1）～（2）について留意し製造業者と利用者間で責任の所在を明確にすること。

- (1) トライアルについては、PL法（製造物責任法）の対象となる製造物とする。
- (2) 事故発生時に製品に起因するものか、使い方に起因するものかを明確にするため、使用方法については、記録をとることとする。

※記載項目例：対象者の身長・体重等の身体データ、普段の介護状況、使用場面、使用时间・頻度、介護者付添有無

(トライアルの決定)

第8条 トライアルの申請に基づき、事務局が審査し、採択の可否を通知する。

(実績報告)

第9条 トライアル事業所は、トライアル事業が完了した日(トライアルを中止したときを含む。)から起算して30日を経過した日又はトライアルの決定を受けた年度の2月28日のいずれか早い期日までに、本事業で導入した介護ロボットを使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関する報告に協力しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福岡市福祉局高齢社会部高齢社会政策課が別に定める。

別表

貸出対象事業者	福岡市内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた民間の介護サービス事業者。
負担金額	無料
貸出対象機器	厚生労働省と経済産業省が定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」の6分野13項目の中から選定。
貸出期間	2022年12月までの間で必要な期間